

【幼児教育無償化に関するアンケート結果】 国の制度への上乗せなど自治体の独自施策（有効回答88自治体のみ）

	3-5歳児(幼稚園・障害児支援以外は2号認定の場合)										0-2歳児(障害児支援以外は3号認定の場合)										
種別	認可保育所・認定こども園・新制度の幼稚園(子ども・子育て支援法の幼稚園)	旧制度の幼稚園(私学助成の幼稚園)	幼稚園の預かり保育部分	地方単独事業の助成を受ける認可外保育施設	指導監督基準を満たす認可外保育施設	指導監督基準を満たさない認可外保育施設	一時保育、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター等	企業主導型保育事業	障害児の発達支援施設*		認可保育所・認定こども園	地方単独事業の助成を受ける認可外保育施設	指導監督基準を満たす認可外保育施設	指導監督基準を満たさない認可外保育施設	一時保育、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター等	企業主導型保育事業	障害児の発達支援施設*	種別			
国の制度	保育料は全世帯で無料。食料料費は保護者負担(年収360万円未満相当世帯および全世帯の第三子以降は、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除) **	保育料は全世帯で上限25,700円まで無償化。満3歳から対象。	「保育の必要性の認定」を受けた子どもの幼稚園預かり保育の利用料を上限11,300円まで無償化。	「保育の必要性の認定」を受け、認可保育所等に入園できなかった子どもの保育料を上限37,000円まで無償化。都道府県に届け出をし指導監督基準を満たした施設を利用する場合のみ対象(ただし、5年間は基準を満たしてなくても対象となる)			国が年齢ごとに定める「標準的な利用料」の金額を減額。	企業主導型保育事業	全世帯で無料。利用料以外(医療費、食料料費等)は保護者負担。		住民税非課税世帯は無料。就学前の最年長児を第1子として第2子半額、第3子以降無料(年収360万円未満相当世帯は第1子の年齢は不問) * *	住民税非課税世帯が対象。「保育の必要性の認定」を受け、認可保育所等に入園できなかった子どもの保育料を月額42,000円まで無償化。都道府県に届け出をし指導監督基準を満たした施設を利用する場合のみ対象(ただし、5年間は基準を満たしてなくてもよい)					対象は認可保育所等と同様。国が年齢ごとに定める「標準的な利用料」の金額を減額。	住民税非課税世帯は無料(以前からの制度)。利用料以外(医療費、食料料費等)は保護者負担。	国の制度		
1 足立区	国の方針について、無償化を実施。その他については、現在検討中。										国の方針について、無償化を実施。その他については、現在検討中。										足立区
2 荒川区	国の制度に基づく。ただし、食料料費の扱いに関する詳細は検討中。	国の制度に基づく。食料料費の扱いに関する詳細は検討中。	詳細は検討中	詳細は検討中	詳細は検討中	詳細は検討中	国の制度に基づく	詳細は検討中	国の制度に基づく	国の基準に従い無償化予定	詳細は検討中	詳細は検討中	詳細は検討中	国の制度に基づく	詳細は検討中	国の制度に基づく	荒川区				
3 板橋区	国の制度に基づく。ただし、認可保育所・認定こども園の2号認定者は副食費を区負担で免除	未決定	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	板橋区			
4 江戸川区	未定	未定	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	対象外	国の制度に基づく	上乗せなし	未定	国の制度に基づく	国の制度に加えて、世帯年収300万円未満は月額35,000円まで、世帯年収500万円未満は月額25,000円まで無償化。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	未定	江戸川区			
6 葛飾区	国の制度に基づく。ただし、食料料費については、全世帯免除する方向で検討中。	国の制度に基づく。食料料費(給食提供に限る)については、全世帯免除する方向で検討中。	国の制度に基づく	国制度に東京都の独自補助金を用いて上限額を拡充することを検討中	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国制度に東京都の独自補助金を用いて上限額を拡充することを検討中	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	葛飾区			
7 北区	国の制度に基づく。ただし、食料料費の実費徴収に関しては、対応方法検討中である。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	北区		
8 江東区	(認可保育所・認定こども園2号)国の制度に基づく。ただし、食料料費のうち主食費は既に区が独自に負担しており、無償化後も継続予定。副食費の取り扱いについては検討中。(認定こども園1号・新制度幼稚園)国の制度に基づく。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	原則国の制度に基づくが、上限額が現行の補助金の額より下がる場合は、現行の額を維持する。	検討中	国の制度に基づくが、上限額については現行の補助金の額に準ずる。	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	原則国の制度に基づくが、上限額が現行の補助金の額より下がる場合は、現行の額を維持する。住民税課税世帯についても独自に補助を行う。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	検討中	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	江東区			
9 品川区	管外の新制度幼稚園(認定こども園幼稚園部)は国制度に基づく。認可保育所・認定こども園については、食料料費を区独自に負担することとし、保護者負担はなし。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国制度どおりとする予定。	国の制度に基づく(一時保育、オアシスルーム)	上乗せなし	国の制度に基づく	住民税非課税世帯および所得割額が非課税の世帯も無償化済み。	国の制度に基づく。	国の制度に基づく。	国制度どおりとする予定。	国の制度に基づく(一時保育、オアシスルーム)	上乗せなし	国の制度に基づく	品川区				
11 新宿区	幼児教育・保育の無償化については、国制度への上乗せ等の施策は現在のところ未定です。無償化上限額の考え、無償化の対象外とされている食料料費の取扱い、指導監督基準を満たさない認可外保育施設を給付対象とすべきか、都独自の補助事業である多子世帯負担軽減の拡充等については、9月の議会に向け検討中です。																		新宿区		
13 墨田区	原則、国の制度に基づくが、認可保育施設(保育認定)の食料料費は、区負担とする。	国・都・区の合計額で現在の水準を保つ方向。食料料費の実費徴収の免除範囲は国と同じ。	国の制度に基づく	無記入	無記入	無記入	無記入	無記入+K	無記入	原則、国の制度に基づくが、認可保育施設(保育認定)の食料料費は、区負担とする。	無記入	無記入	無記入	無記入	無記入	無記入	無記入	墨田区			
14 世田谷区	国の制度に基づく。ただし、2号認定子どもについて、副食費の免除対象を国基準の年収360万円未満相当世帯より、年収760万円未満相当世帯へと区独自に拡充する。	国の制度に加え上乗せ補助を行う。合計月額上限28,500円~38,900円まで。(世帯の所得等による)	国の制度に基づく	国の制度に基づく。ただし、条件によって別途上乗せ補助有り。	国の制度に基づく。ただし、条件によって別途上乗せ補助有り。	国の制度に基づく。ただし、令和3年4月から指導監督基準を満たさない施設は対象外とする条例を制定予定。	国の制度に基づく	条件によって別途上乗せ補助有り。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく。	国の制度に基づく。ただし、条件によって別途上乗せ補助有り。	国の制度に基づく。ただし、条件によって別途上乗せ補助有り。	国の制度に基づく。ただし、令和3年4月から指導監督基準を満たさない施設は対象外とする条例を制定予定。	国の制度に基づく	条件によって別途上乗せ補助有り。	国の制度に基づく	世田谷区			
15 台東区	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に加え、認証保育所については区独自補助を実施(都補助)	国の制度に加え、区独自補助を実施(都補助)	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に加え、認証保育所については区独自補助を実施(都補助)	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	台東区			
16 中央区	国の制度に基づく(食料料費については検討中)	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく(無償化以前より区独自制度によって自己負担額を全額助成している)	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	中央区			

【幼児教育無償化に関するアンケート結果】 国の制度への上乗せなど自治体の独自施策（有効回答88自治体のみ）

		3-5歳児(幼稚園・障害児支援以外は2号認定の場合)								0-2歳児(障害児支援以外は3号認定の場合)									
種別	認可保育所・認定こども園・新制度の幼稚園(子ども・子育て支援法の幼稚園)	旧制度の幼稚園(私学助成の幼稚園)	幼稚園の預かり保育部分	地方単独事業の助成を受ける認可外保育施設	指導監督基準を満たす認可外保育施設	指導監督基準を満たさない認可外保育施設	一時保育、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター等	企業主導型保育事業	障害児の発達支援施設*	認可保育所・認定こども園	地方単独事業の助成を受ける認可外保育施設	指導監督基準を満たす認可外保育施設	指導監督基準を満たさない認可外保育施設	一時保育、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター等	企業主導型保育事業	障害児の発達支援施設*	種別		
	国の制度	保育料は全世帯で無料。食料料費は保護者負担(年収360万円未満相当世帯および全世帯の第3子以降は、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除) **	「保育の必要性の認定」を受けた子どもの幼稚園預かり保育の利用料を上限11,300円まで無償化。	「保育の必要性の認定」を受け、認可保育所等に入学できなかった子どもの保育料を上限37,000円まで無償化。都道府県に届け出をし指導監督基準を満たした施設を利用する場合のみ対象(ただし、5年間は基準を満たしていても対象となる)	国が年齢ごとに定める「標準的な利用料」の金額を減額。	全世帯で無料。利用料以外(医療費、食料料費等)は保護者負担。			住民税非課税世帯は無料。就学前の最年長児を第1子として第2子半額、第3子以降無料(年収360万円未満相当世帯は第1子の年齢は不問) **	住民税非課税世帯が対象。「保育の必要性の認定」を受け、認可保育所等に入学できなかった子どもの保育料を月額42,000円まで無償化。都道府県に届け出をし指導監督基準を満たした施設を利用する場合のみ対象(ただし、5年間は基準を満たしていてもよい)	対象は認可保育所等と同様。国が年齢ごとに定める「標準的な利用料」の金額を減額。	対象は認可保育所等と同様。国が年齢ごとに定める「標準的な利用料」の金額を減額。	住民税非課税世帯は無料(以前の制度)。利用料以外(医療費、食料料費等)は保護者負担。				国の制度		
17	千代田区	国の制度に基づく。ただし、食料料費の実費徴収はすべて免除。	国の制度に基づく。ただし、食料料費の実費徴収はすべて免除。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	千代田区
18	豊島区	国の制度に基づく。ただし、食料料費について、保育所は主食費・副食費ともに保護者から実費徴収しない予定(全額区負担)。認定こども園については検討中。	国の制度に基づく	未定	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	未定	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	豊島区
19	中野区	国の制度に基づく。ただし、食料料費の徴収については、未定。	国の方針である月額上限25,700円まで無償化とするが、上乗せについては未定。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	中野区
20	練馬区	国の制度に基づく。ただし、認可保育所は食材費(主食費および副食費)の実費徴収をしない。認定こども園および新制度移行園の利用者負担額は、所得階層に関係なく一律0円。その他については、国の制度および東京都の制度を踏まえ練馬区の助成制度について現在検討中。	国の制度および東京都の制度を踏まえた、練馬区の助成制度について現在検討中。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	練馬区
21	文京区	国の制度に基づく。ただし、副食費についても全世帯無償化。	国の制度に基づく	国の制度及び都の上乗せ補助制度を実施。現行制度より補助額が下回らないよう設定。食料料費(副食費)の補足給付については、国の制度に基づく。	国の制度及び都の上乗せ補助制度に基づく	国の制度及び都の上乗せ補助制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	児童育成協会が実施するため、区では無償化に対する事業創設の予定なし。	区独自の制度として給食費・補食費についても無償化する(福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設は対象外)。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	児童育成協会が実施するため、区では無償化に対する事業創設の予定なし。	国の制度に基づく	文京区
22	港区	区で独自に保育料を無料にしている子どもの保育料については給食費も無料。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	東京都認証保育所については無料。	施設等利用給付37,000円に区独自の補助金を上乗せし、上限97,000円まで無償化。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	東京都認証保育所については無料。	区独自の補助金により、上限100,000円まで無償化。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	港区
23	目黒区	国の制度に基づく。ただし、区内の認可保育所・認定こども園の食材費は区で負担。新制度幼稚園は目黒区内に設置なし。	国の制度に加えて、都区独自の保護者補助金、入園料補助金あり。(入園料補助:最大80,000円)(保護者補助金:全園児対象、11,800円~18,200円保育料と学納金に対して補助)	国の制度に基づく	国の制度に基づく	検討中。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	検討中。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく。食材費については検討中。	目黒区
24	昭島市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	昭島市
25	稲城市	国の制度に基づく。ただし、無償化前の市設定保育料より食料料費が高なる場合は免除。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	稲城市
26	青梅市	国の制度に基づく予定	国の制度に基づく予定	国の制度に基づく予定	国の制度に基づく予定	国の制度に基づく予定	国の制度に基づく予定	国の制度に基づく予定	国の制度に基づく予定	国の制度に基づく予定	国の制度に基づく予定	国の制度に基づく予定	国の制度に基づく予定	国の制度に基づく予定	国の制度に基づく予定	国の制度に基づく予定	国の制度に基づく予定	国の制度に基づく予定	青梅市
27	清瀬市	国の制度に基づく。ただし、食料料費については、副食費は国制度と同様に年収360万円未満相当世帯の全ての子ども及び全所得世帯の第3子以降を免除し、主食費についても市独自で副食費と同条件で免除する。さらに既に保育料が0円である年収360万円以上470万円未満相当世帯の第2子の主食費及び副食費については経過措置として令和3年度未まで免除する。	国の制度に基づく。副食費は国と同様に年収360万円未満相当世帯の全ての子ども及び全所得世帯の第3子以降を免除し、主食費についても市独自で副食費と同条件で免除する。	国の制度に基づく	保育料については国の制度に基づく。副食費・主食費については、市独自で年収360万円未満相当世帯の全ての子ども及び全所得世帯の第3子以降を免除する。			上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	清瀬市

【幼児教育無償化に関するアンケート結果】 国の制度への上乗せなど自治体の独自施策（有効回答88自治体のみ）

	3-5歳児(幼稚園・障害児支援以外は2号認定の場合)								0-2歳児(障害児支援以外は3号認定の場合)									
種別	認可保育所・認定こども園・新制度の幼稚園(子ども・子育て支援法の幼稚園)	旧制度の幼稚園(私学助成の幼稚園)	幼稚園の預かり保育部分	地方単独事業の助成を受ける認可外保育施設	指導監督基準を満たす認可外保育施設	指導監督基準を満たさない認可外保育施設	一時保育、ベビシッター、ファミリーサポートセンター等	企業主導型保育事業	障害児の発達支援施設*	認可保育所・認定こども園	地方単独事業の助成を受ける認可外保育施設	指導監督基準を満たす認可外保育施設	指導監督基準を満たさない認可外保育施設	一時保育、ベビシッター、ファミリーサポートセンター等	企業主導型保育事業	障害児の発達支援施設*	種別	
国の制度	保育料は全世界で無料。食料料費は保護者負担(年収360万円未満相当世帯および全世界の第三子以降は、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除) **	保育料は全世界で上限25,700円まで無償化。満3歳から対象。	「保育の必要性の認定」を受けた子どもの幼稚園預かり保育の利用料を上限11,300円まで無償化。	「保育の必要性の認定」を受け、認可保育所等に入園できなかった子どもの保育料を上限37,000円まで無償化。都道府県に届け出をし指導監督基準を満たした施設を利用する場合のみ対象(ただし、5年間は基準を満たしていても対象となる)				国が年齢ごとに定める「標準的な利用料」の金額を減額。	全世界で無料。利用料以外(医療費、食料料費等)は保護者負担。	住民税非課税世帯は無料。就学前の最年長児を第1子として第2子半額、第3子以降無料(年収360万円未満相当世帯は第1子の年齢は不問) **	住民税非課税世帯が対象。「保育の必要性の認定」を受け、認可保育所等にて第2子半額、第3子以降無料(年収360万円未満相当世帯は第1子の年齢は不問) **					対象は認可保育所等と同様。国が年齢ごとに定める「標準的な利用料」の金額を減額。	住民税非課税世帯は無料(以前からの制度)。利用料以外(医療費、食料料費等)は保護者負担。	国の制度
29 小金井市	国の制度に基づく。ただし、認可保育所、認定こども園(保育部分)については給食費を徴収しない。新制度幼稚園、認定こども園(教育部分)については国の制度に基づき給食費を徴収する。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	施設としての届出を出していない場合は対象としない。	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	施設としての届出を出していない場合は対象としない。	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	小金井市	
32 狛江市	現在、市としての制度を検討。								現在、市としての制度を検討。								狛江市	
33 立川市	国の制度に基づく。ただし、主食費金額と副食費3,500円を市が負担。	国の制度に基づく。なお、園児補助金(都事業)への市単独上乗せ加算を、所得制限あり4,000円から所得制限なし5,300円に拡充。	国の制度に基づく	国の制度に加え、認証保育所を月極で利用する保護者を対象に、お子さん1人あたり月額10,000円を補助。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	多子軽減について、多子計算における年齢上限と世帯収入の要件を撤廃	国の制度に加え、認証保育所を月極で利用する保護者を対象に、お子さん1人あたり月額10,000円を補助。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	立川市	
34 多摩市	国の制度に基づく ※一部に給食費負担軽減補助を創設予定。	国の制度に基づく。 ※ただし、都の制度に基づく私立幼稚園等園児保護者補助金あり。	国の制度に基づく	国の制度に基づく。 ※ただし、認証保育所には都の制度に基づく多子世帯負担軽減補助を検討中。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし。 ※ただし、都の制度に基づく多子世帯負担軽減補助を検討中。	国の制度に基づく	国の制度に基づく。 ※ただし、都の制度に基づく多子世帯負担軽減補助を検討中。	国の制度に基づく。 ※ただし、認証保育所には都の制度に基づく多子世帯負担軽減補助を検討中。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし。 ※ただし、都の制度に基づく多子世帯負担軽減補助を検討中。	国の制度に基づく	多摩市	
35 調布市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく(既に無償化)	調布市	
36 西東京市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国制度に基づく。 * 認証保育所のみ、保護者助成制度との併用あり。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし。 * 指導監督基準を満たす証明がある施設であれば、保護者助成あり。	国の制度に基づく	国制度に基づく。 * 認証保育所のみ、保護者助成制度との併用あり。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし。 * 指導監督基準を満たす証明がある施設であれば、保護者助成あり	国制度に基づく	西東京市	
37 八王子市	国の制度に基づく。食料料費は、認可保育所・認定こども園(2号)・主食費については徴収免除。 認定子ども園(1号)・新制度幼稚園3,500円(上限)保護者負担軽減。 * 東京都の多子世帯負担軽減の実施	国制度と合わせ上限31,000円まで無償化(5,300円上乗せ)	国の制度に基づく	国制度と合わせ上限31,000円まで無償化(5,300円上乗せ)	国制度と合わせ上限57,000円まで無償化	国の制度に基づく	国の制度に基づく	20,000円上乗せ	国の制度に基づく	* 東京都の多子世帯負担軽減の実施	未定	国制度と合わせ上限67,000円まで無償化(施設類型・所得段階別により20,000~40,000円の上乗せ)	国の制度に基づく	国の制度に基づく	20,000円上乗せ	国の制度に基づく	八王子市	
38 東久留米市	国の制度に基づく。食料料費は、2号児管内=主食費を免除 2号児管外=国の制度に基づく 1号児管内=年収360万円以上は国の制度に基づく、360万円未満は主食費も免除 1号児管外=国の制度に基づく予定	国の制度に基づく。食料料費については、年収360万円以上は国の制度に基づく、360万円未満は主食費免除	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	東久留米市	
40 東大和市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	東大和市	
41 日野市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	未定	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	未定	国の制度に基づく	日野市	
42 府中市	国の制度に基づく	国制度に基づいた額に東京都の補助制度(月額1,800円~6,200円)と府中市での補助(月額4,500円)となる予定。	国の制度に基づく	国制度に基づいた額と東京都の補助制度(月額20,000円)を活用予定。	国制度に基づいた額と東京都の補助制度(月額20,000円)を活用予定。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国制度に基づいた額と東京都の補助制度(月額25,000円)を活用予定。	国制度に基づいた額と東京都の補助制度(月額25,000円)を活用予定。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	府中市	
43 町田市	国の制度に基づく。ただし、世帯年収360万円未満相当及び多子軽減第3子として認定した児童については、主食費も免除とする。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	町田市	
44 三鷹市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	三鷹市	
45 武蔵野市	国の制度に基づく。食料料費の実費徴収については未定。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	取り扱いを検討中	対象としない予定	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	取り扱いを検討中	対象としない予定	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	武蔵野市

【幼児教育無償化に関するアンケート結果】 国の制度への上乗せなど自治体の独自施策（有効回答88自治体のみ）

		3-5歳児(幼稚園・障害児支援以外は2号認定の場合)									0-2歳児(障害児支援以外は3号認定の場合)									
種別	認可保育所・認定こども園・新制度の幼稚園(子ども・子育て支援法の幼稚園)	旧制度の幼稚園(私学助成の幼稚園)	幼稚園の預かり保育部分	地方単独事業の助成を受ける認可外保育施設	指導監督基準を満たす認可外保育施設	指導監督基準を満たさない認可外保育施設	一時保育、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター等	企業主導型保育事業	障害児の発達支援施設*	認可保育所・認定こども園	地方単独事業の助成を受ける認可外保育施設	指導監督基準を満たす認可外保育施設	指導監督基準を満たさない認可外保育施設	一時保育、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター等	企業主導型保育事業	障害児の発達支援施設*	種別			
国の制度	保育料は全世帯で無料。食材料費は保護者負担(年収360万円未満相当世帯および全世帯の第三子以降は、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除) **	保育料は全世帯で上限25,700円まで無償化。満3歳から対象。	「保育の必要性の認定」を受けた子どもの幼稚園預かり保育の利用料を上限11,300円まで無償化。	「保育の必要性の認定」を受け、認可保育所等に入学できなかった子どもの保育料を上限37,000円まで無償化。都道府県に届け出をし指導監督基準を満たした施設を利用する場合のみ対象(ただし、5年間は基準を満たしていないも対象となる)	国が年齢ごとに定める「標準的な利用料」の金額を減額。	全世帯で無料。利用料以外(医療費、食材料料費等)は保護者負担。	住民税非課税世帯は無料。就学前の最年長児を第1子として第2子半額、第3子以降無償(年収360万円未満相当世帯は第1子の年齢は不問) **	住民税非課税世帯が対象。「保育の必要性の認定」を受け、認可保育所等に入学できなかった子どもの保育料を月額42,000円まで無償化。都道府県に届け出をし指導監督基準を満たした施設を利用する場合のみ対象(ただし、5年間は基準を満たしていないもよい)	対象は認可保育所等と同様。国が年齢ごとに定める「標準的な利用料」の金額を減額。	住民税非課税世帯は無料(以前からの制度)。利用料以外(医療費、食材料料費等)は保護者負担。	国の制度									
47	我孫子市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	我孫子市		
48	市川市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	市川市		
49	市原市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	該当施設なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	なし	国の制度に基づく	市原市		
50	浦安市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	浦安市		
52	鎌ヶ谷市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	鎌ヶ谷市		
53	佐倉市	国の制度に基づく。ただし、食材料費の免除範囲を給食費全体とする予定。	国の制度に基づく。ただし、食材料費の免除範囲を給食費全体とする予定。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	佐倉市		
54	流山市	国の制度に基づく。ただし、年収360万円未満相当の世帯の子どもの主食費を免除する予定。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	本市には単独事業の助成が存在しない	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	流山市		
55	野田市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	野田市		
56	船橋市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	船橋市		
57	松戸市	国の制度に基づく。ただし、副食費の免除対象となる世帯は、主食費も減免予定。	国の制度に基づく	市が指定する園に在園し、保育の必要性があると市が認定した市内在住の園児に対し、月額25,000円を上限に助成。	該当施設なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	松戸市		
58	八千代市	国の制度に基づく。2号認定の利用は主食費免除。対象は国の副食費免除と同じ。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	該当なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	八千代市		
59	さいたま市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく。ただし、「さいたま子育て支援型幼稚園」に認定された幼稚園の預かり保育は、国の無償化の上限額を上回る部分を市が全額負担。	国の制度に基づく。無償化に加え、保育を必要とする要件を満たしている場合には、2万円を上限に保護者負担軽減。多子軽減0-2歳10,000円、3-5歳8,000円。兄弟の年齢を問わず3人目以降の0歳~2歳の児童には10,000円をさらに保育料軽減。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく。無償化に加え、保育を必要とする要件を満たしている場合には、2万円を上限に保護者負担軽減。多子軽減0-2歳10,000円、3-5歳8,000円。兄弟の年齢を問わず3人目以降の0歳~2歳の児童には10,000円をさらに保育料軽減。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	さいたま市	
60	上尾市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	上尾市		
62	春日部市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	対象なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	春日部市		
63	川越市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	対象施設なし	国の制度に基づく。1号認定子どもに対する補助については検討中。2号認定子どもについては国の制度に基づく。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	川越市		
64	川口市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	該当施設なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	川口市		
65	越谷市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	越谷市		

【幼児教育無償化に関するアンケート結果】 国の制度への上乗せなど自治体の独自施策（有効回答88自治体のみ）

	3-5歳児(幼稚園・障害児支援以外は2号認定の場合)										0-2歳児(障害児支援以外は3号認定の場合)							
種別	認可保育所・認定こども園・新制度の幼稚園(子ども・子育て支援法の幼稚園)	旧制度の幼稚園(私学助成の幼稚園)	幼稚園の預かり保育部分	地方単独事業の助成を受ける認可外保育施設	指導監督基準を満たす認可外保育施設	指導監督基準を満たさない認可外保育施設	一時保育、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター等	企業主導型保育事業	障害児の発達支援施設*	認可保育所・認定こども園	地方単独事業の助成を受ける認可外保育施設	指導監督基準を満たす認可外保育施設	指導監督基準を満たさない認可外保育施設	一時保育、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター等	企業主導型保育事業	障害児の発達支援施設*	種別	
国の制度	保育料は全世界で無料。食料料費は保護者負担(年収360万円未満相当世帯および全世界の第三子以降は、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除) **	保育料は全世界で上限25,700円まで無償化。満3歳から対象。	「保育の必要性の認定」を受けた子どもの幼稚園預かり保育の利用料を上限11,300円まで無償化。	「保育の必要性の認定」を受け、認可保育所等に入園できなかった子どもの保育料を上限37,000円まで無償化。都道府県に届け出をし指導監督基準を満たした施設を利用する場合のみ対象(ただし、5年間は基準を満たしていない料)の金額を減額。	国が年齢ごとに定める「標準的な利用料」の金額を減額。	国が年齢ごとに定める「標準的な利用料」の金額を減額。	企業主導型保育事業	全世帯で無料。利用料以外(医療費、食料料費等)は保護者負担。	住民税非課税世帯は無料。就学前の最年長児を第1子として第2子半額、第3子以降無料(年収360万円未満相当世帯は第1子の年齢は不問) **	住民税非課税世帯が対象。「保育の必要性の認定」を受け、認可保育所等に入園できなかった子どもの保育料を月額42,000円まで無償化。都道府県に届け出をし指導監督基準を満たした施設を利用する場合のみ対象(ただし、5年間は基準を満たしていない料)の金額を減額。	対象は認可保育所等と同様。国が年齢ごとに定める「標準的な利用料」の金額を減額。	住民税非課税世帯は無料(以前の制度)。利用料以外(医療費、食料料費等)は保護者負担。	国の制度					
66 志木市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	志木市	
67 草加市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	該当なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	草加市	
68 所沢市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	所管なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	所沢市	
69 戸田市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	-	国の制度に基づく	市内認可外保育施設は全て基準を満たしています。	国の制度に基づく	なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	なし	国の制度に基づく	戸田市	
70 新座市	国の制度に基づく。ただし、10月から副食費4,500円を負担することで、無償化実施前より負担が増える児童に対しては、その増額分を補助することを検討している。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	対象としない。(指導監督基準を満たす施設のみ無償化の対象とし、5年間の経過措置期間は設けない。)	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	新座市	
71 富士見市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	富士見市	
72 ふじみ野市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	未定	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	ふじみ野市	
73 和光市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	認可外保育施設について、国が定める基準を満たさず、届出のみで足りる経過措置期間に適用する基準を定める。具体的には、「子ども子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)附則第4条第2項の規定に基づき条例で定める基準は、子ども子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条に定める基準による。」という基準を条例に加える。<条例により対象としない>	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	和光市	
74 横浜市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	横浜市	
75 川崎市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	川崎市	
76 厚木市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	厚木市	
77 海老名市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	海老名市	
78 鎌倉市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	鎌倉市	
79 相模原市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	相模原市	
80 座間市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	座間市	
82 平塚市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	平塚市	
83 藤沢市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	藤沢市	
84 大和市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	3歳児については国の基準に1万円を上乗せした額を上限に助成。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	大和市	
85 横須賀市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に加えて、満3歳になった日から最初の3月31日までの間にある新3号認定子どもの場合、無償化対象を年収500万円未満相当世帯までに拡充	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	無償化対象を年収500万円未満相当世帯までに拡充	無償化対象を年収500万円未満相当世帯までに拡充	無償化対象を年収500万円未満相当世帯までに拡充	無償化対象を年収500万円未満相当世帯までに拡充	無償化対象を年収500万円未満相当世帯までに拡充	無償化対象を年収500万円未満相当世帯までに拡充	国の制度に基づく	横須賀市	
86 札幌市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	該当施設なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	札幌市	
87 仙台市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	仙台市	

【幼児教育無償化に関するアンケート結果】 国の制度への上乗せなど自治体の独自施策（有効回答88自治体のみ）

3-5歳児(幼稚園・障害児支援以外は2号認定の場合)											0-2歳児(障害児支援以外は3号認定の場合)								
種別	認可保育所・認定こども園・新制度の幼稚園(子ども・子育て支援法の幼稚園)	旧制度の幼稚園(私学助成の幼稚園)	幼稚園の預かり保育部分	地方単独事業の助成を受ける認可外保育施設	指導監督基準を満たす認可外保育施設	指導監督基準を満たさない認可外保育施設	一時保育、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター等	企業主導型保育事業	障害児の発達支援施設*	認可保育所・認定こども園	地方単独事業の助成を受ける認可外保育施設	指導監督基準を満たす認可外保育施設	指導監督基準を満たさない認可外保育施設	一時保育、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター等	企業主導型保育事業	障害児の発達支援施設*	種別		
国の制度	保育料は全世帯で無料。食料料金は保護者負担(年収360万円未満相当世帯および全世帯の第三子以降は、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除) **	保育料は全世帯で上限25,700円まで無償化。満3歳から対象。	「保育の必要性の認定」を受けた子どもの幼稚園預かり保育の利用料を上限11,300円まで無償化。	「保育の必要性の認定」を受け、認可保育所等に入園できなかった子どもの保育料を上限37,000円まで無償化。都道府県に届け出をし指導監督基準を満たした施設を利用する場合のみ対象(ただし、5年間は基準を満たしていても対象となる)	国が年齢ごとに定める「標準的な利用料」の金額を減額。	全世帯で無料。利用料以外(医療費、食料料金等)は保護者負担。	住民税非課税世帯は無料。就学前の最長児を第1子として第2子半額、第3子以降無償(年収360万円未満相当世帯は第1子の年齢は不問) **	住民税非課税世帯が対象。「保育の必要性の認定」を受け、認可保育所等に届出をし指導監督基準を満たした施設を利用する場合のみ対象(ただし、5年間は基準を満たしていてもよい)	対象は認可保育所等と同様。国が年齢ごとに定める「標準的な利用料」の金額を減額。	住民税非課税世帯は無料(以前からの制度)。利用料以外(医療費、食料料金等)は保護者負担。	国の制度								
89 静岡市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	静岡市	
90 浜松市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	浜松市
91 名古屋市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	対象施設なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	対象施設なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	名古屋市
92 京都市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	該当施設なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	該当施設なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	京都市
93 大阪市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	大阪市
94 堺市	国の制度に基づく。ただし、堺市独自軽減(第2子4~5歳、第3子以降3~5歳の無償化)の対象である2号認定子どもについては、令和元年度に限り、副食費の徴収を免除。	国の制度に基づく	国の制度に加え、満3歳課税世帯の第3子以降の子どもについて、月額16,300円を上限に補助。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に加え、上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設けず、第3子以降の保育料を無償化。	国の制度に加え、上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設けず、第3子以降の保育料について、月額42,000円を上限に補助。	国の制度に加え、上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設けず、第3子以降の保育料について、0歳児月額37,100円、1~2歳児月額37,000円を上限に補助。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	堺市
95 神戸市	国の制度に基づく。なお、食料料金の免除については、年収約360万円以上520万円以下の世帯について、多子計算の年齢制限を撤廃し、国基準では第3子にならないが、本市基準では第3子になる児童についても、免除の対象とする予定である。	国の制度に基づく。なお、食料料金の免除については、年収約360万円以上520万円以下の世帯について、多子計算の年齢制限を撤廃し、国基準では第3子にならないが、本市基準では第3子になる児童についても、免除の対象とする予定である。	国の制度に基づく	該当なし	国の制度に基づく	5年間の経過措置として認可外保育施設設置届を提出し、国基準を満たしていても無償化の対象施設とするかは現在検討中。	国の制度に基づく	国制度への上乗せ補助の実施予定はない。	国の制度に基づく	国の制度に基づく	該当なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	神戸市	
96 岡山市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	岡山市
97 広島市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	対象の施設がない	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	対象の施設がない	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	広島市
98 北九州市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	北九州市
99 福岡市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	該当施設なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	該当施設なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	福岡市
100 熊本市	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	該当施設なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	全世帯無償化	国の制度に基づく	該当施設なし	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	国の制度に基づく	上乗せなし	国の制度に基づく	熊本市

* 障害児の発達支援施設とは、児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設。これらと幼稚園・保育所等と併用した場合は、両方がそれぞれの条件で無償化される。措置児の場合は、もともと無償。

** 国の基準では、食料料金が無料となる第3子以降についてのカウントは、年収360万円未満では年齢にかかわらず世帯の子どもの数、360万円以上相当では1号は3歳~小学校3年生まで、2・3号では0歳~小学校就学前までの子どもの数とされている。

東京都の無償化上乗せ制度「認可外保育施設利用支援事業」

東京都は、従来からの認可外保育施設利用料の補助金制度を充実し、「認可外保育施設利用支援事業」として国の無償化制度に上乗せを行う。対象は、認証保育所、都制度の家庭的保育事業、指導監督基準を満たした認可外保育施設としている。なお、以下は上限であり、都内の市区町村は上限額や支給基準・範囲を独自に設定できる。なお、費用の負担割合(都・市区)は都が5/10の部分と10/10の部分がある。

- 0~2歳の非課税世帯に最大25,000円(国の上限と合わせて67,000円)、非課税世帯以外には最大67,000円を補助。
- 3歳以上児には、20,000円(国の上限と合わせて57,000円)を補助。

本表に掲載されている港区の情報は、2019年度版「100都市保育力充実度チェック」集約後に回答があったもの。そのため、「100都市保育力充実度チェック」6ページに集約した数字は港区を含まないものとなっていることに注意。